

広島県農業会議第12回常任会議員会議議事録

1 日 時 平成23年3月18日(金)午後1時30分から午後2時40分

2 場 所 広島市中区鉄砲町 広島県土地改良会館会議室

3 出席会議員(16名)

1番 安福 孝昭	2番 梶原 安行	3番 佐々木信幸	4番 林 武彦
5番 重光 照久	6番 近廣 多郎	7番 榎原 勝正	8番 大元 活男
9番 石田 文雄	10番 中谷 憲登	11番 中原 照雄	12番 宮脇 勝博
13番 卜部 百合子	14番 小泉 俊雄	15番 高橋 敬明	16番 山口 泰治

4 欠席会議員(4名)

5 審議事項

第1号議案 農地法第4条第3項の規定による諮問について

第2号議案 農地法第5条第3項の規定による諮問について

6 報告事項

(1) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の策定(案)に係る意見について(回答)

7 県及び市町農業委員会職員出席者

(1) 広島県

農林水産局農業経営課 主任専門員 橋本 義彦

農林水産局農業経営課 専門員 渡邊 史子

(2) 市町農業委員会

広島市農業委員会 専門員 石本 陽介

呉市農業委員会 農地営農係長 上原 二郎

竹原市農業委員会 主任主事 村尾 裕基

三原市農業委員会 事務局長 曾根田辰也

福山市農業委員会 次 長 平田 純雄

庄原市農業委員会 主 任 岸 泰弘

東広島市農業委員会 局長補佐 森住 雅文

安芸高田市農業委員会 主 任 安田 勝明

世羅町農業委員会 係 長 中島 誠治

大崎上島町農業委員会 主 事 川野 義彦

8 広島県農業会議

事務局長 木原 政弘

次 長 小林 修二

農地相談員 江上 正一
主 任 龍尾 満弘

9 議事内容

事務局 ただ今から、平成22年度第12回常任議員会議を開会いたします。本日は、滝口会長が市議会のため欠席となりましたので、中谷副会長に代理を務めていただきます。

開会にあたり、中谷副会長がご挨拶を申し上げます。

中谷副 皆様、こんにちは。先ほど事務局長のほうからご説明がありましたが、本日は、
会長 ちょうど庄原市議会の本会議が開催中で、滝口会長はやむを得ず出席がかないま
せんのので、副会長の私から開会のご挨拶をさせていただきます。

本年度、第12回の常任議員会議を開催いたしましたところ、議員の皆様には、大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本年度もあとわずかとなり、本日が最後の常任議員会議となりました。

1年間、農業委員会からの諮問をいろいろと受け、本会議の業務運営について、鋭意ご審議いただきまして誠にありがとうございました。

皆様もご承知のとおり、わが国では11日に「東北地方太平洋沖地震」が起りまして、国家の危機といえる緊急事態に相成ったわけでございます。

まず、この巨大地震により被災された皆様方に対してお見舞いを申し上げたいと思っております。亡くなられた方々に衷心より哀悼の意を表するしだいでございます。

この地震は、マグニチュード9という国内観測史上まれに見る最大な位置にされておりまして、世界では4番目の規模と報道されておりますが、津波で住宅街が押し流される状況、さらには家を押つぶし飲み込んだ濁流が、優良農地まで一瞬にして覆い尽くす様子をテレビで見えておりますと、いち早く高台に避難され、その光景を見つめられた被災者の方々の無念さが放映されておりました、如何ほどのものであったかと思わざるを得ません。

避難生活を余儀なくされた方々から、支援を求める声がマスメディアを通じて届いております。農業委員会系統組織としても、被災された農業者等の今後の経営と

生活の回復を図り、一日も早い復旧・復興を支援するための義援金の募集等を実施することとし、本日、午前中の「農業委員会会長・事務局長会議」の中で皆さんにお願いしたところでございます。

次に、本日の午前中に開催しました「農業委員会会長・事務局長会議」では、平成23年度の当農業会議の事業計画などについて、熱心にご協議いただきました。貴重なご意見を頂いたことに対しまして、本席をお借りしてお礼を申し上げます。

なお、既にご案内申し上げますが、来る3月29日には第91回総会を開催いたしますので、ぜひともご出席いただきますよう、この場を借りてお願いいたします。

本日の会議は、広島市ほか16市町の農業委員会会長から諮問のありました、農地法第4条、5条関係について、ご審議をいただきます。

そのほか、報告事項としまして「広島県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（案）に係る意見」を予定しております。

それでは、どうか慎重なご審議をいただきますようお願い申し上げ、ご挨拶いたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、これより会議に入ります。

事前に送付しております諮問資料は、資料2の23ページの転用計画の内容に変更があったため、資料7として差し替え分をお手元に用意させていただいております。差し替えをよろしくお願いいたします。

会則第37条及び農業会議規則第5条の規定によりまして、副会長が議長を務めさせていただきます。中谷副会長、どうぞよろしくお願いいたします。

議長

それでは、事務局からの流れを受けて、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席会議員数を報告いたします。

常任会議員総数20人、うち本日の出席は16人です。

出席者が過半数に達しておりますので、本会議会則第32条の規定により、会議は成立いたします。

議事録署名者を、私の方から指名いたします。

●●番 ●●会議員、●●番 ●●会議員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

これより審議に入ります。

今回、諮問のありました農地法関係議案の概要につきまして、事務局からご説明します。

事務局

(諮問概要説明)

今月分の諮問案件の概要を説明いたします。

資料4 ページ上段「総括表(県合計)」の全体集計分をご覧ください。

最下段「計」欄にありますように、延べ27、実17市町農業委員会から139件、78,234.62㎡、うち「4条」関係が13市町農業委員会から47件、33,624.98㎡、「5条」関係が14市町農業委員会から92件、44,609.64㎡となっております。

次に、5ページの「転用目的別一覧表」の合計をご覧ください。

主要なものを見てもみますと、件数では、「住宅」が68件で48.9%、次いで「駐車場」が25件で18.0%、「その他」が19件で13.7%、「資材置場」が14件で10.1%、「公共施設」が5件で3.6%となっており、面積では、「住宅」が27,746.08㎡で35.5%、次いで「駐車場」が13,045.37㎡で16.7%、「資材置場」が11,932.00㎡で15.3%、「植林」が9,449.00㎡で12.1%、「その他」が9,003.01㎡で11.5%となっております。

以上で「今月分の諮問案件」の総括説明を終わります。

なお、「主要案件」については、関係の市町農業委員会から後ほど説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の説明について、皆様からご意見ご質問があればお願いいたします。

常任
会議員

(質疑、特になし)

議長

それでは、第1号議案「農地法第4条の規定による諮問について」を議題にいた

します。

関係の農業委員会から、ご説明をお願いいたします。

それでは、三原市農業委員会にお願いします。

三原市
農業委
員会

三原市農業委員会です。

資料1の1ページ及び資料3の1ページをご覧ください。3番の案件について説明します。

●●氏による墓地及び駐車場への転用事案です。

●●氏は、三原市●●町に居住している兼業農家です。

現在の墓地は自宅から遠く、墓参りに行くのも便利が悪く、自宅に隣接する本申請地を必要最小限に分筆して転用して、墓地及び墓参り者用の車置場を設置しようとするものです。

申請地は、三原市役所●●支所から北東に約2kmに位置し、●●地区として平成元年度から平成6年度にかけて実施された団体営土地改良総合整備事業により整備された第1種農地です。

申請人の所有する農地はすべて第1種農地であり、他に適当な土地もないことから、やむなく住居に隣接する申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

なお、墓地埋葬許可については、担当部局から許可見込みとの判断を得ています。

福山市
農業委
員会

福山市農業委員会です。

農地法第4条許可申請に併せて農地法第5条許可申請も同時に申請されておりますので、一括してご説明いたします。

資料1の2ページ及び資料3の2ページをご覧ください。1番の案件及び資料1の10ページ及び資料3の2ページもご覧ください。1番から3番についても同一

案件ですので、一括してご説明いたします。

株式会社●●によります、建売住宅用地への転用事案です。

株式会社●●は、福山市●●町に本社を置く不動産業者です。

このたび、定住促進を図るため、市街化区域に隣接し、需要の見込まれる本申請地に建売住宅を建築して販売しようとするものです。

申請地は、福山市●●役所から北へ約4km、市道●●線に接し、県道●●線に隣接する第2種農地です。

なお、農地法第4条許可申請の土地は、2005年（平成17年）10月31日付で農地法第5条の許可を受け、建売住宅8棟の建築を計画しておりましたが、リーマンショック等社会経済状況が低迷し、不安定になったため、事業着手に踏み切れず現在に至っております。

現在は、多少経済状況の回復の兆しが見込まれ、建築の要望もあることから、今回、事業計画変更承認申請書とともに本許可申請書が提出されたものです。

開発許可については、担当部局から許可見込みとの判断を得ています。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

庄原市
農業委
員会

庄原市農業委員会です。

資料1の4ページ及び資料3の3ページをご覧ください。

1番の案件について説明させていただきます。

●●氏によります、農業用施設への転用事案です。

申請人は、庄原市内で農業及び自営業を営んでいます。

このたび、農業機械を大型化したため、現在の倉庫に収納が不可能となったため、申請地に農機具庫を建築するため転用しようとするものです。

申請地は、庄原市役所●●支所から南東約2kmで、●●地区として昭和55年から61年度にかけて実施された団体営土地改良事業により整備された第1種農地です。

申請人の所有する周辺の農地は第1種農地ばかりで、他に適当な土地もなく本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行令第10条第1項第2号イ「農業用施設、農畜産物処理加工

施設、農畜産物販売施設に供する場合」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

農振農用地区域については用途区分変更済みです。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

東広島
市農業
委員会

東広島市農業委員会です。

資料1の5ページ及び資料3の4ページをご覧ください。

1番の案件について説明します。

●●氏によります、宅地拡張で駐車場への転用事案です。

●●氏は、東広島市●●町に居住しています。

このたび、宅地を拡張し駐車場へ転用するものです。

申請地は、●●地区として昭和62年度から平成4年度にかけて実施された団体営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。

●●氏の所有する農地はすべて第1種農地であり、他に適当な土地もないことから、やむなく宅地に隣接する申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第35条第5号「既存の施設の拡張で、既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、宅造許可については、担当部局から許可見込みとの判断を得て、農振農用地区域からは除外見込みです。

事業規模から見て適当な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

安芸高
田市農
業委員
会

安芸高田市農業委員会です。

資料1の6ページ及び資料3の5ページをご覧ください。

1番の案件について説明します。

●●氏によります、宅地拡張への転用案件です。

●●氏は現在、広島市●●区に居住しておりますが、休日及び農繁期には、実家の安芸高田市●●町にある自己所有農地で主に水稻を作付している兼業農家で

す。

このたび、母親が居住し、営農の拠点としている実家の庭敷が狭いことから、駐車場及び新しく農業用倉庫を設置するため、またトラクター等農機具の搬出に必要な宅地への進入路を確保するため、自宅に隣接する本申請地を転用しようとするものです。

申請地は、安芸高田市●●支所から東に約3kmに位置し、●●地区として昭和53年度から昭和59年度にかけて実施された土地改良総合整備事業により整備された第1種農地です。

●●氏が所有し宅地に隣接する土地は第1種農地のみであり、他に適当な土地もないことから、やむなく自宅に隣接し、ほ場整備区域の端に位置する本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

事業規模から見て適当な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

世羅町
農業委
員会

世羅町農業委員会です。

資料1の7ページ及び資料3の6ページをご覧ください。

●●氏による貸資材置場への転用案件です。

●●氏は、町内に居住される農業者です。

●●氏は、隣接する活性炭工場に再生用の活性炭の資材置場として造成し、この隣接する工場に貸付されるために転用されようとするものです。

申請地は、世羅町役場●●から西へ約1kmに位置する第3種農地です。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

議 長

以上で説明が終わりました。

ここで、「常任会議員による農地法諮問案件に係る事前現地調査」といたしまし

て、農地法第4条の規定に基づき、先ほど農業委員会より説明がありました案件の中から、世羅町農業委員会の転用案件について、3月14日、現地調査を行いました。

この現地調査は、●●常任会議員、●●会議員を調査員として、地元農業委員長等の立ち会いのもと、現地調査を行いました。

その調査報告を、●●常任会議員さんをお願いいたします。

●●
常任会
議員

世羅町農業委員会の諮問案件について（報告）

農地転用に対する現地調査の結果報告を行います。

調査日時は、平成23年3月14日に行いました。該当の農業委員会といたしましては世羅町農業委員会、調査員は●●市農業委員会会長の●●さんと私で行いました。立会人としては、世羅町農業委員会の●●会長さん、事務局の職員さん、広島県農業会議の事務局職員さんとで実施しております。

調査案件ですが、所在地は世羅町●●、地目が田で2筆でございます。面積としては2,111㎡で、農地区分は第3種農地です。申請人は●●さんで農業をされている方です。転用計画は貸資材置場、これは再生用活性炭置場として利用する、貸し出すということでございます。

調査理由は、貸資材置場への転用の妥当性です。

調査方法は、世羅町農業委員会で概要の説明を受けた後、現地に出向きまして調査をしております。

調査結果ですが、申請地の状況といたしましては、現地は世羅町役場●●から西に1kmぐらいに位置しておりまして、国道●●号線に近接する用途地域（近接商業地域）にある第3種農地です。

転用する理由ですが、●●氏は町内に居住する農業者です。申請地に隣接地して、使用済み活性炭を再生する工場（●●株式会社）が操業していますが、申請する活性炭置場が、現在、工場隣接地では確保できず、少し離れた場所に貯蔵しているということでした。このため、同社から貸資材置場提供の依頼を受けた●●氏が、工場に隣接する農地を資材置場（再生活性炭置場）として造成し、貸し出すために転用するものです。

申請地の選定理由ですが、申請地は用途地域内にあり、工場・商店に隣接し、病

院・庁舎にも近く、農薬散布等の作業も困難となっております。また国道に近く、トラクター等農機具のほ場への搬出入にも難儀し、申請人としては、農地利用以外を考えざるを得ない状況であるということです。

一方、●●株式会社は、工場に隣接又は近接する位置に資材置場を求めていましたが、適当な土地もなく、やむを得ず、国道●●号に近接し、交通の利便性が高く、立地条件を満たす本申請地の貸資材置場への転用利用を本申請人に依頼したものでございます。

転用計画の妥当性ですが、本申請地は第3種農地であり、資材置場を借り受ける同社は、年間5,000 t（10,000フレコン）の活性炭生産を行っていますが、在庫材料の活性炭を最多時で6,000フレコン貯蔵して稼動していました。

今後、新興国の需要増などから年5～10%の需要増が見込まれておりまして、安定操業のためには利便性の高い資材置場が必要であり、立地条件・事業規模、この場所では540フレコンの貯蔵が可能であるところから見て、適切な面積であり、本転用計画はやむを得ないものと認められました。

申請地の位置及び転用内容から判断して、周辺農地等に悪影響が生じるおそれはないと認められました。また、申請者と●●株式会社との間で、本申請地にかかる許可を条件とした賃貸借契約（10年間）を締結済みでございました。

他法令の状況は、特にございませんでした。

議長 ただ今、説明がありました案件と、それ以外の案件について、合わせて47件の諮問を受けております。

これらについて、ご意見ご質問があればお願いいたします。

常任
会議員 （質疑、特になし）

議長 他に、ご質問がないようなので採決に入ります。

第1号議案は「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

常任会
議員

(挙手) 【挙手の数の確認】

議 長

挙手全員でございます。第1号議案は「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申いたします。

続いて、第2号議案「農地法第5条の規定による諮問について」を議題にいたします。

関係の農業委員会から、順次ご説明をお願いいたします。

それでは、呉市農業委員会からお願いします。

呉市農
業委員
会

呉市農業委員会です。

資料1の8ページ及び資料3の7ページをご覧ください。

1番の案件について説明します。

社会福祉法人 ●●によります、駐車場への転用事案です。

社会福祉法人 ●●会は、広島市に本部を置き、呉市●●町で身体障害者療護施設仁方を運営しています。

現在、職員ならびに来客者用の駐車場が不足しているため、申請地を取得して駐車場用地として整備しようとするものです。

申請地は、●●駅から南南西へ約1kmに位置する第2種農地です。

事業規模から見ても適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

三原市
農業委
員会

三原市農業委員会です。

資料1の9ページ及び資料3の8ページをご覧ください。

1番の案件について説明します。

●●氏による農家住宅への転用事案です。

●●氏は三原市●●に居住している兼業農家です。

現在は自宅から離れている賃貸住宅を借りていますが、手狭になり、農業後継者として実家に移住することとなり、譲渡人の住居では手狭であることから、申請地に新たに農家住宅を建設するため転用しようとするものです。

申請地は、三原市役所●●支所から北に約10kmに位置し、●●地区として平成3年度から平成6年度にかけて実施された団体営土地改良総合整備事業により整備された第1種農地です。

申請人の所有する農地はすべて第1種農地であり、他に適当な土地もないことから、やむなく住居に隣接する申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4項「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

続いて、資料3の9ページをご覧ください。

2番の案件について説明します。

●●による集会所への転用事案です。

●●は、三原市●●町の地縁団体です。

現在、●●では「●●コミュニティホーム」を地域の集会所として利用していますが、既設の集会所は狭く駐車場が少ないことから、申請地を拡張して、集会所の増築と駐車場にするため転用しようとするものです。

申請地は、三原市役所●●支所から南東に約9kmに位置し、●●工区として昭和57年度から昭和62年度にかけて実施された●●地区県営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。

申請人の所有する農地はなく、他に適当な土地もないことから、やむなく隣接する申請地を選定したものです。

本県は、農地法施行規則第33条第3号「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

以上2件は、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

安芸高
田市農
業委員
会

安芸高田市農業委員会です。

資料1の11ページ及び資料3の10ページをご覧ください。

1番の案件について説明します。

●●氏によります、一般住宅への転用案件です。

●●氏は●●町に居住する会社員ですが、譲渡人であり同居する義母の農作業を

手伝っています。

現在、家族4世代で暮らしていますが、子どもが成長し、義母名義の住居が手狭になったため、独立して●●氏名義の持ち家を建築するため、義母から借り受け、本申請地を転用しようとするものです。

申請地は、安芸高田市●●支所から南に約4kmに位置し、●●地区として昭和61年度から62年度にかけて実施された農村基盤整備事業により整備された第1種農地です。

譲渡人の所有する農地は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく譲渡人の住居に隣接する本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

大崎上
島町農
業委員
会

大崎上島町農業委員会です。

資料1の13ページ及び資料3の11ページをご覧ください。

1番、2番は同一案件ですので、一括して説明します。

有限会社●●によります、建設残土搬入のための一時転用事案です。

有限会社●●は、大崎上島町に本店を置く建設会社です。

申請地は、大崎上島町役場●●支所から北へ約200mの農振農用地区域内の第3種農地です。現在は耕作放棄された田であり、建設残土によって埋立造成をしようとするものです。一時転用期間を許可後3年間として、転用後は農地に復元します。

本件は、農地法施行令第18条第1項第1号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農振法の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」として、農振農用地区域内の農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもない

いと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

なお、土砂埋立行為許可については、担当部局から許可見込みとの判断を得ています。

世羅町
農業委
員会

世羅町農業委員会です。

資料1の14ページ及び資料3の12ページをご覧ください。

1番について説明します。

本件は、株式会社●●による店舗、駐車場への転用案件です。

●●は、全国に2,000ストアを展開する株式会社です。

申請地は、世羅町役場から東へ約3kmに位置する国道沿いの第2種農地です。

●●は、尾道松江線の世羅インター近くに、その集客力及び国道沿いであるということの利便性を考え、当地に店舗及び駐車場を設置するために、この申請を行ったものです。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

議 長

以上で、説明が終わりました。

ここで、「常任会議員による農地法諮問案件に係る事前現地調査」といたしまして、農地法第5条の規定に基づき、先ほど農業委員会より説明がありました案件の中から、大崎上島町農業委員会の転用案件について、3月14日、現地調査を行いました。

この現地調査は、●●常任会議員、●●会議員を調査員として、地元農業委員長等の立ち会いのもと、現地調査を行いました。

その調査報告を、●●常任会議員さんからお願いいたします。

●●
常任会
議員

大崎上島町農業委員会の諮問案件について（報告）

●●の●●でございます。

大崎上島町農業委員会の農地転用に対する現地調査結果の報告をさせていただきます。資料4の3ページをご覧ください。

現地調査は、平成23年3月14日月曜日、午前11時から、私、●●と●●市

農業委員会の●●会長の2人が調査員として、立会人は大崎上島町農業委員会の●●会長と事務局の職員1名ならびに広島県農業会議事務局の●●と●●で調査を実施しました。

調査案件ですが、先ほど説明がありましたように、大崎上島町●●に所在する農地でありまして、地目は田2筆、面積は3,694㎡の第3種農地です。申請人は、有限会社●● 代表取締役 ●●氏が、地権者の●●・●●両氏と使用貸借権を設定したうえで、建設残土置場として一時転用し、完了後には農地に復元する計画でございます。

調査理由は、建設残土置場への一時転用の妥当性についてです。

調査方法は、大崎上島町役場で概要の説明を受け、お互いが質疑応答ののち現地で調査をいたしましたので、調査結果を説明させていただきます。

資料4の4ページの写真と資料3の11ページの現地の状況の図面を出していただければ分かりやすいと思います。

申請地の状況ですが、申請地は大崎上島町役場●●支所から北へ約200mに位置する農振農用地区域内の第3種農地です。この水田は、雨の多い時期には排水不良で長期にわたる冠水常襲地であるために、現状は耕作放棄地となっております。それが写真の図面です。

まず、資料3で見ただけであれば、北側が海になっております。「●●」という表現があると思いますが、あそこが護岸を含めた堰堤で、ここを干拓してできた土地と聞いております。

写真の状況は、上の左右に細長い写真ですが、これは大崎上島町●●支所の方向から護岸の方向に対して写した写真でございます。左側の写真は、北西の角から逆に写したものの、右側の写真は中央寄り角から、北東の角から写したということになる写真でございます。現場は耕作放棄地となっております、写真で見ただけであれば分かるように、人間の背丈より高いような雑草の生えた土地でございます。

転用理由ですが、申請人は大崎町に本店を置く建設会社でありまして、公共事業を中心とした建設残土処分場が必要となったために、申請地を許可後3年間一時転用しようとするものであります。

選定理由ですが、申請地は主要地方道大崎上島循環線及びフェリー発着場●●港の至近距離に位置しておりまして、交通の利便性が高く、建設残土処分場としての

立地条件にも恵まれておりまして、他に適当な土地もないことから申請地を選定したということです。

計画の妥当性につきましては、まず転用事業者の事業規模・立地条件から、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであり、農振法の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められ、農振農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。

次に、転用事業者は、隣接地の所有者から「施行同意書」を受領しておりまして、申請地の位置及び被害防除措置計画から見て、周辺農地に悪影響が生じるおそれはないと認められることから妥当であるとの判断をいたしました。

なお、同事業者は、過去に近辺におきまして同様の残土処分を行った実績があります。その農地がきれいに復元されていることと、現在、その農地を地権者から借り受けた農業法人はトマト栽培を大々的に行っていることも併せて確認いたしました。

復元後の利用見込みについては、地権者がイチジクを栽培して有効利用することとされております。

他法令の状況ですが、土砂埋立行為許可については、担当部局から許可見込みとの判断を得ているとのことです。以上です。

議 長 ただ今、ご報告のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて92件の諮問を受けております。

これらについて、ご意見ご質問があればお願いいたします。

常任 (質疑、特になし)

会議員

議 長 他に、ご質問がないようなので、採決に入ります。

第2号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申することに賛成の方は、挙手をお願いします。

常任 (挙手) 【挙手の数の確認】

会議員

議長

挙手全員でございます。第2号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申いたします。

審議事項につきましては、以上で終了しました。

農業委員会の方々には、大変ご苦労さまでした。

それでは、次に報告事項に移ります。

1月に実施しました、第10回常任会議員会議の中でご審議いただきました「広島県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（案）について」は、後日、事務局より県農業経営課に回答をいたしました。

その内容について、事務局から報告いたします。

事務局

（資料5、にて報告）

農業会議事務局の●●です。

常任会議員会議議案の14ページ、資料5をご覧ください。少し背景の説明をさせていただきます。

県から意見照会のありました「広島県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（案）について」は、「広島県農林水産業チャレンジプラン」がベースになっております。

これまでの県の活性化行動計画では、県が支援する担い手を、集落法人、農業外企業及び、これは500万円以上の所得を上げているという前提があるのですが、企業的個別経営体ということにされておりました。しかし、今回のチャレンジプラン及び基本方針（案）では、企業的経営体に代えて認定農業者が担い手に位置付けられ、さらにこういう担い手になる者、目指す者、そういう意欲のある農業者もこれからは支援をしていくという県の方針が示されたところでございます。

認定農業者の育成に努めてまいりました農業委員会系統組織としては、この県の方針変更は高く評価したいと思っております。

また、このような担い手を育成するために必要な事項というところで、農地集積の柱として農用地利用改善事業が加えられました。農用地利用改善事業は、皆さんもご承知のとおり、地域内の農地に関する権利を有する者の3分の2以上の同意を

得て農用地利用改善団体を結成し、この団体が地域全体の農用地の有効利用と総合的な農業生産力の増進に向けた活動を実施する事業でございます。地域での話し合いが進めば、面的な集積が可能になりますし、地域内の農業者との調整も話し合いの過程で十分に整理ができますと。

このようなことから、県に対しての回答をまとめさせていただきました。

意見を朗読させていただきます。

「広島県の農業従事者の平均年齢は70.5才となっており、全国平均の65.8才に比較して高齢化が一段と進んでいる。

こうした状況下で、新たな担い手の育成確保は喫緊の課題である。効率的かつ安定的な農業経営体を育成するためには農地集積が欠かせないが、この場合、地域との調整が必要である。

農地集積の柱として農用地利用改善事業を追加されたことは、地域の農業者の十分な話し合いに基づく農地集積を可能とするものである。

今後は、市町との連携の下で「地域農業の核となる経営体」の育成を進めていただきたい。農業委員会系統組織としても、農地集積について全力を挙げて支援していきたい」ということで回答をまとめさせていただきました。以上です。

議 長 ただ今のご報告につきまして、ご質問があれば、お願いいたします。

●● この回答の仕方に疑問があるのですが。

常任会 18日、前回の会議で、いろいろ疑問が出たという状況があつて、議長がまとめたのは「農業会議でよく検討して回答します」ということであつたと思います。その時に質問したのは、1号会議員の人がほとんどだつたと。その質問に対する説明が一切なしに、こういう回答をしていいかどうか。これを私は疑問に思います。

私も言いたいことはあつたのですが、何も言っておりませんが、言われた方々は大変だと。●●も何か意見を言っておられました。それらに対する回答を、本人だけではなくて、ここの席にいる者に聞かせてほしいです。よろしく願います。

議 長 そういうご意見がございました。当時、詳しく説明をという求めがあつたことは承知しておりますが、正しく言えば、もう少し説明をしていただきたいというよう

な意味のものであろうと思いますが。

事務局 私の議事録の読み落としかと思いますが、項目の中で議事録を読ませていただきますと、●●会長の農地・水の話が出てまいりました。農地・水の補助対象はどうして法人に限定しないのか、それを緩める気はないのかと。そこは確認しているのですが、ほかの案件については、もう一度、議事録を確認させていただきたいと思います。

農地・水の件につきましては、今朝の会長会議の席で県のほうから、担い手が中心となって営農する地域を対象にしてきた従来の方式は廃止しますということが出されておりますので、●●会長さんが言われたことには回答が出たと思っているのですが、その他の質問事項は再度確認させていただきたいと思います。

議長 そういう回答です。はい、どうぞ。

●● 常任会議員 今日午前中に会長・事務局長会議があったわけですが、議事録をしっかりとないしということがありながら、指導していく農業会議が、あれだけ議論があったことをたった1点だけで、それをここの中で一切協議なしに決めて、もう1週間後には回答されるんですよ。これを見たら、18日に会議で成立せずに預かりになった。それが25日には回答している。そういう姿勢でよろしいかということです。

責めるわけではないのですが、ただ質問された方には何の回答もなしに、結果は、これでOKですと出したのと一緒でしょう。そう思いますので、その辺はもう少し会議に対する配慮を持ってほしいということをお願いいたします。

事務局 ただ今の点につきましては、私どもも当然、議事録については録音してテープを取っております。それで、テープ起こしをした内容も含めて一定の整理をしたつもりでございますが、あらためてテープ起こしした内容については、もう一度、精査させていただきます。

ただ、こういうかたちで回答を出しているということにつきましては、なかなか個別案件についての意見というのは、仮に出していても、こういう方針を収斂していくという場では反映しにくいのかなという思いも、はっきり言ってありました。

そういう点につきましては、事務局として、皆様方に事前に十分な説明をしないという格好で、例えば2月の常任があったわけでございますので、その場であらためて、こういうかたちということも含めて説明したうえで回答すればよかったですのではないかと思います。その点については、精査をさせていただくということでご容赦をいただきたいと思います。

今、重光常任議員が言われました件につきましては、今後、どちらにしても県から、こういう基本方針等に係る意見を求められる場面というのはあろうかと思えますので、正式に回答する前に、できるだけ次の常任の場で、あらためて皆様方に事務局として整理した回答案を話させていただくということでご容赦いただければと思います。申し訳ございません。

議 長 そういうことでございます。

ただ、ここの農業会議の場と、政治をつかさどる国会とか県議、市議というような議論の場では、少し意味合いが違うと思えますので、それは精査して、事務局は整理上手であるということが基本であろうと思うので、皆さんに分かりやすいものをということをお願いしておきます。

事務局 すみません。私は時系列を少し間違えて説明しましたが、今回の件につきましては、回答は2月25日にしているのですが、1月31日で受けたということで、うちとすれば2月しかかけられなかったわけですね。はっきり言いまして、回答期限が、ある意味では3月より以前になっておりました関係上、結果とすれば、必ずしも十分な調整を行わないままで回答したと。その点についてはおわびを申し上げたいと思います。

仮に、こういう場にはかけられないとすれば、事前にペーパーで整理したものを皆様のお手元に届けるという方法もあったかと思えますので、その点については申し訳ございません。

議 長 ●●常任議員さん、いかがでしょうか。

●● いかがと言われても。もう事後承認せざるを得ないから、なぜそういうことをし

常任会
議員 たのかということを知ったので。ああいう回答が出たら、当然、今後はその
点に注意した運営をしてほしいと思います。よろしくお願いします。

議 長 はい。以上のようなので、事務局としても、皆さんにお答えするということ
すべてであろうと思いますので、よろしくお願いします。

そのほかに、これに関するものでないものでお聞きします。どうでしょうか。ご
ざいませんか。

●●
常任会
議員 もう一つ。今日は、2時間で会長・事務局長会議をされましたね。私もそう思っ
たのですが、あれでは時間が足りません。皆さんがそう言っておられます。話を聞
いても、質問が出たら、それに対して答えるので2時間では足りない。されるのな
ら、1日かけてするぐらいにしないと。

話の内容、今日の午前中の話ですよ。そういう意見をこの席におられない方も言
っておられましたので、私が悪者になって、代表して、そのことは苦言を呈します
ので。会議の事務で不満も出ていたと思うのですが、そういうことに時間をかけて
やってもらいたいということを注文しておきます。

議 長 はい、よく心得ました。

事務局 申し訳ございません。たびたび立ってお話をするのは誠に申し訳ないのですが、
午前中にありましたのは会長・事務局長会議ということで、農業委員会の会長さん
全員に出席をお願いしました。こういう場合は、本来であれば年4回程度やるとい
うことで事業計画としては出しております。

ただ、そうした時に、私どもとすれば、毎月1回、必ずこの場に出てきていただ
いております。そして、各市町で総会なり部会もやっておられる関係で、できるだ
け広島へ出てきていただく回数を減らす工夫はないかということで、今のようなか
たちを取らせていただいております。

今の●●会議員から指摘がありました点については、新年度、どうかたちで
するのが一番いいのかということについては、あらためて皆様方ともご相談する中
で、消化不良といいますか、そういうことを含めて、残らないような設営の仕方を

工夫させていただきたいと思います。

たびたび、おわびばかりを申し上げて申し訳ないのですが。

議 長

ありがとうございました。

前回、県農林水産関係予算と組織改編について、県からご説明をお願いすることにしていましたが、午前中に「農業委員会会長・事務局長会議」を開き、情報提供をいただきましたので、常任会議員会議では実施しません。ご了承ください。

次に、次回の情報交換につきまして、事務局からご説明いたします。

事務局

次回の情報交換のテーマですが、事前に皆様からは特に申し入れをしていただいておりません。この場で何かあればご発言いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局側から提案をさせていただきたいと思います。

実は今日の午前中も、農業委員会の事務の適正化等について、いろいろ話をさせていただきました。そういう中で、改正農地法が今年の6月から本格実施され、1年余りが経過しようとしております。その運用をしておられます市町農業委員会の現場では、さまざまな改正法の運用という中で課題が出てきているのではないかと思います。事務の適正化の取り組み状況ということで、議事録や農地利用状況調査の実施状況なり、来年度どう考えておられるかというようなことも含めて、来月は1号会議員の方を中心に残っていただき、情報交換をさせていただけたらと思います。以上でございます。

なお、午前中の会議で提供しました県の関係予算と組織改編につきましては、2号以下の会議員の方にはご提供しておりません。予算につきましては、後ほど県に用意してもらった資料をお渡しさせていただきたいと思います。ご覧になって、何かご質問等があれば、私どものほうで県に問い合わせることも含めてさせていただきますので、県の関係予算等についてはご容赦いただきたいと思います。

議 長

事務局からの提案がいろいろとございました。次回のテーマは、ただ今、事務局が申しあげましたとおりでよろしいでしょうか。

常任
会議員 (異議なしの声あり)

議長 では、質疑がございませんので、来月は事務局が申しあげましたテーマより情報交換をいただきます。

本日、提案いたしました案件は、すべて終了いたしました。

この際、会務全般について、ご意見があればお願いします。

●● 今、統一選挙のことも総会のテーマに上がっておりますね。このようなこと
常任会 で、現在、女性とか若い方を農業委員に登用してというのが全国的な課題になって
議員 います。その辺の状況はどうなのか。

広島県では、神石高原町が全国的に一躍有名になりました。今まではゼロだった女性の委員が、いっぺんに5人になったというのが「中国新聞」、「全国農業新聞」で報道されて、今日も●●さんに見事なことだったなと話したのですが、そのような活動は、そこそこで何かなされないとできないと思うんです。

そのような状況もたくさん話す。お互いに得られるものがあるように。

これは、新年度になったら7月はもうすぐですから。やはり神石高原は12月に選挙がありましたが、それまでにかかなりの期間でやったからこそできたのだと思います。

私が今日聞いたところでは、今までは議会推薦は1人だったと。そういうことがあるので、市長なり議長にお願いして、今回から議会推薦を4人にしてもらったと。その上に向けて全部女性にしてくれということを出したのだということ。

一つだけ反省点を聞かせてもらったのですが、新聞に載ったので、会長の努力でなったというような表現があったそうです。しかし、議会の先生方のことは一切出ていないので、議会からおしかりを受けたということもありました。これは今後の活動で大切なことだと思うんですよ。

議長 当然だと思います。

●● 必要だと思います。ですから、そのことも含めて、早めにされたほうがいいかな

常任会
議員 | と思いますね。7月というと。

事務局 | 言われるとおり7月でございますので、今の点につきましても、ぜひ4月のテーマに入れさせていただきたいと思います。

議 長 | そのようなことで、7月と言いましても、一般に言う選挙が4月にあったり、11月にあったり、それぞれ時期は変わりますが、そうして言えば7月という声があるわけですので、5月とってはもう遅くなるということになると思いますので、委員のおっしゃるように4月にということに回答がありましたからよろしくお願ひします。

ほかにはないようですので、これで終わります。

次回の常任会議員会議は、4月18日月曜日、午後1時30分から、「土地改良会館」で開催いたします。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

会議員の方々には、大変ご苦労さまでした。

14:40【終了】

議 長 ● ● ● ●

議事録署名者 ● ● ● ●

議事録署名者 ● ● ● ●